

5 工場・指定作業場等

(1) 事業者の責務

事業者の環境に対する責務と努力義務は、東京都環境基本条例第6条において、つぎのとおり定められています。

- ・ 事業者は、事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・ 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・ 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、都又は区市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

また、東京都環境確保条例第4条において、環境行政施策への協力義務が定められています。

- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減および公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
- ・ 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業員の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

特に、有害化学物質が区民の健康に直接影響を与える恐れのあることから、事業者等へ新たな規制がなされています。

土壌汚染に関する規制

汚染された土壌から有害化学物質が大気中に飛散し、または土壌汚染に起因する地下水の汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため環境確保条例により、土壌汚染に関する規制が平成13年から施行されています。条例では、26種類の有害化学物質のいずれかを現在または過去に使用している工場・指定作業場の設置者に対して、建物の除却または事業所の廃止時に「土壌汚染状況調査報告書」を提出することが義務付けられています。平成19年度は、14事業所から報告書が区へ提出されました。工場・指定作業場に該当するしないに関わらず、3000㎡以上の土地の改変を行う場合には、土地の履歴を調査し、土壌汚染の可能性がある場合に調査を行い、東京都へ提出することが義務付けられています。

また、平成15年に土壌汚染対策法が施行され、水質汚濁防止法における有害物質

使用特定施設の廃止から120日以内に、土地の所有者が、「土壌汚染状況調査結果報告書」を東京都へ提出することが義務付けられています。また、汚染されている地域を、指定区域として指定される場合もあります。練馬区内にはH19年3月現在指定区域は一件であり、クリーニング工場跡地で、ドライクリーニング用溶剤が検出されました。

環境確保条例、土壌汚染対策法のいずれも、汚染土壌処理基準（※別表参照）を超えた場合、汚染の浄化や拡散防止措置等を行う義務が課せられることになります。

昨今は、不動産業者等から土地に関する履歴についての問い合わせがあり、情報提供を行っています。

●汚染土壌処理基準

No.	有害物質の種類	基準値	
		溶出量 (mg/l)	含有量 (mg/kg)
1	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
2	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアンとして50 以下
3	有機燐(りん)化合物	検出されないこと	-
4	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
5	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
6	砒(ひ)素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
7	水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	-
9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-
10	トリクロロエチレン	0.03 以下	-
11	テトラクロロエチレン	0.01 以下	-
12	ジクロロメタン	0.02 以下	-
13	四塩化炭素	0.002 以下	-
14	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	-
15	1, 1-ジクロロエチレン	0.02 以下	-
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	-
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	-
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	-
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	-
20	チウラム	0.006 以下	-
21	シマジン	0.003 以下	-
22	チオベンカルブ	0.02 以下	-
23	ベンゼン	0.01 以下	-
24	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
25	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下
26	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下

●不動産業者等への情報提供件数

年度	17	18	19
不動産業者等への情報提供件数	1053	1318	1642

適正管理化学物質に関する届出

化学物質の適正管理を進めるために、化学物質を取り扱う事業者の取り扱い状況を調査し、その使用量等を正確に把握することが必要です。

環境確保条例により、化学物質の適正管理に関する規定が平成13年から施行されて

います。条例では、58種類の有害な化学物質（適正管理化学物質※別表参照）のいずれかを年間100kg以上取り扱う工場・指定作業場の設置者に対して、使用量や環境への排出量等の報告（「適正管理化学物質の使用量等報告書」）が義務付けられています。平成19年度は、自動車塗装工場、印刷工場、メッキ工場、ドライクリーニング店、ガソリンスタンド等111事業所から報告書が提出されました。また、これらの中で従業員数が21人以上の事業所は、化学物質の管理方法を記した「化学物質管理方法書」の提出が義務付けられています。平成19年度は、1事業所から方法書が提出されました。

また、化学物質の使用量が多い事業所は、PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の対象となります。「①法律で定められた業種、②事業者全体の常用雇用者数が21人以上、③354化学物質のいずれかを1t/年以上使用している」を全て満たしていることが要件になります。届出書は東京都へ提出することになっています。

条例・法律のどちらも、データを集計した上で公表されることとなっています。

適正管理化学物質

No.	物質名	PRTR法 (第一種指定化合物) 8(政令番号)
1	アクロレイン	
2	アセトン	対象外
3	イソアミルアルコール	対象外
4	イソプロピルアルコール	対象外
5	エチレン	対象外
6	塩化スルホン酸	対象外
7	塩化ビニルモノマー	77
8	塩酸	対象外
9	塩素	対象外
10	カドミウム及びその化合物	60
11	キシレン	63
12	クロム及び三価クロム化合物	68
13	六価クロム化合物	69
14	クロロピクリン	214
15	クロロホルム	95
16	酢酸エチル	対象外
17	酢酸ブチル	対象外
18	酢酸メチル	対象外
19	酸化エチレン	42
20	シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	108
21	四塩化炭素	112
22	1,2-ジクロロエタン	116
23	1,1-ジクロロエチレン	117
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	118
25	1,3-ジクロロプロペン	137
26	ジクロロメタン	145
27	シマジン	90
28	臭素化合物(臭化メチルに限る)	288
29	硝酸	対象外
30	水銀及びその化合物	175
31	ステレン	177
32	セレン及びその化合物	178
33	チウラム	204
34	チオベンカルブ	110
35	テトラクロロエチレン	200
36	1,1,1-トリクロロエタン	209
37	1,1,2-トリクロロエタン	210
38	トリクロロエチレン	211
39	トルエン	227
40	鉛及びその化合物	230
41	ニッケル	231
42	ニッケル化合物	232
43	二硫化炭素	241
44	砒素及びその無機化合物	252
45	PCB	306
46	ピリジン	259
47	フェノール	266
48	ふっ化水素及びその水溶性塩	283
49	ヘキサシ	対象外
50	ベンゼン	299
51	ホルムアルデヒド	310
52	マンガン及びその化合物	311
53	メタノール	対象外
54	メチルイソブチルケトン	対象外
55	メチルエチルケトン	対象外
56	有機燐化合物(EPNに限る。)	37
57	硫酸	対象外
58	ほう素及びその化合物	304

(2) 工場認可

工場とは（東京都環境確保条例）

環境確保条例における工場とは、

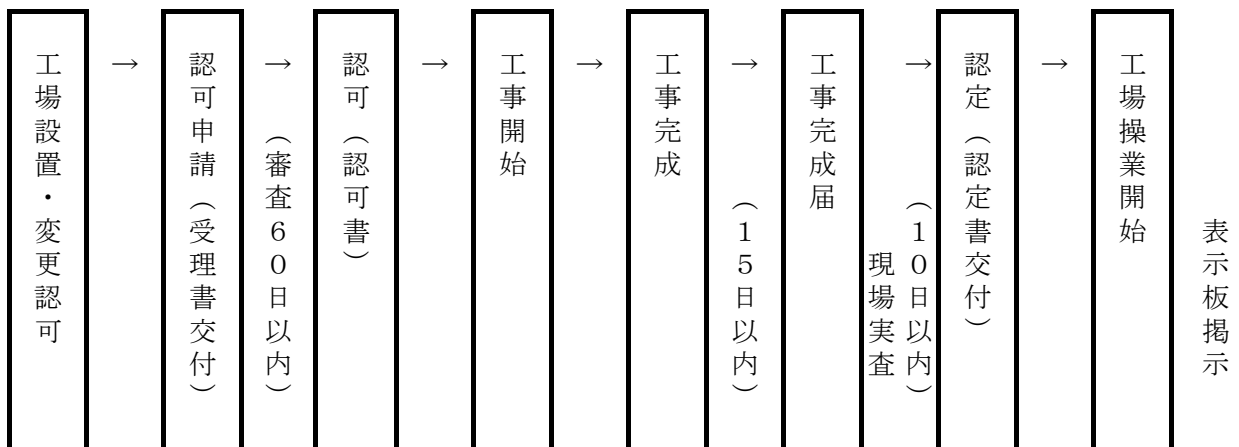
- ・ 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場
- ・ 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する裁縫、印刷、金属の打ち抜き等を常時行う工場
- ・ 塗料の吹き付け、金属の鍛造、インクまたは絵の具の製造、紙またはパルプの製造、写真の現像等を常時行う工場

をいいます。

工場認可制度と工場に対する規制

これらの工場を設置・変更する場合、条例では設置者にあらかじめ区長の認可を受けるよう義務付けています。これらの認可制度は、工場が大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの公害発生源になりやすいため、事前に審査・指導を行い、公害を未然に防止することを目的とするものです。

また、工場設置者に対して、規制基準、燃料規制、設備構造基準の遵守義務や、位置の制限などを課し、違反に対する改善命令、操業停止命令等を定めています。



認可工場業種別分類（平成20年3月31日現在）

区分	業種	工場数	区分	業種	工場数	
製造業	職別工事業	1	卸売・小売業	飲食料品卸売業	1	
	食料品製造業	88		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2	
	飲料・たばこ・飼料製造業	1		飲食料品小売業	1	
	繊維工業	8		自動車・自転車小売業	1	
	衣服・その他の繊維製品製造業	9		その他の小売業	1	
	木材・木製品製造業	15	医療・福祉サービス業	医療業	2	
	家具・装備品製造業	14		専門サービス業	1	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	13		学術・開発研究機関	1	
	印刷・同関連業	55		洗濯・理容・美容・浴場業	16	
	化学工業	3		その他の生活関連サービス業	3	
	プラスチック製品製造業	17		廃棄物処理業	5	
	ゴム製品製造業	1		自動車整備業	190	
	窯業・土石製品製造業	8		機械等修理業	5	
	鉄鋼業	1		その他のサービス業	1	
	非鉄金属製造業	8		公務	国家公務	1
	金属製品製造業	26	合計		617	
		一般機械器具製造業	31			
		電気機械器具製造業	10			
		情報通信機械器具製造業	5			
		電子部品・デバイス製造業	2			
		輸送用機械器具製造業	10			
		精密機械器具製造業	41			
		その他の製造業	16			
		映像・音声・文字情報制作業	1			
		鉄道業	2			

(3) 指定作業場

指定作業場とは（東京都環境確保条例）

環境確保条例では、工場以外の事業場で公害の発生のおそれのある自動車駐車場（収容台数 20 台以上）、ガソリンスタンド、洗濯施設やボイラーを有する事業場など 32 種類を指定作業場と定め、工場に準じた規制を行っています。

指定作業場設置等の届出と規制

条例では、これらの事業場を設置または変更する場合には、工事開始の 30 日前までに届出を義務付け、公害の未然防止を行っています。

指定作業場業種別分類（平成20年3月31日現在）

種類	件数	種類	件数
ウェスト・スクラップ処理場	5	焼却炉	2
ガスタービン・ガス機関・ガソリン機関	1	青写真の作成の用に供する施設	1
ガソリンスタンド	65	洗濯施設を有する事業場	142
ボイラーを有する事業場	87	畜舎	1
めん類製造場	21	天然ガススタンド	1
レディミクストコンクリート製造場	1	豆腐又は煮豆製造場	72
液化石油ガススタンド	1	廃棄物の積み替え場所又は保管場所	14
材料置場	33	病院	5
試験研究機関	6	揚水施設	5
自動車洗車場	20	合計	1043
自動車駐車場	560		

※一つの事業場で複数の該当施設を有している場合は、主たる種類欄に計上しました

(4) 特定施設

騒音規制法および振動規制法では、工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設で政令で定めるものを特定施設とし、工事開始の30日前までに届け出るよう義務付けています。

騒音規制法による特定施設種類分類（平成20年3月31日現在）

種類	事業所数	施設数	
金属加工機械	圧延機械	2	7
	せん断機	2	2
	機械プレス	15	40
	切断機	1	1
空気圧縮機及び送風機	137	724	
コンクリートプラント	1	1	
穀物用製粉機	1	12	
木材加工機械	帯のこ盤	2	3
	かな盤	3	4
印刷機械	45	164	
合成樹脂用射出成型機	8	43	
合計	216	994	

※事業所数は、複数種別の施設がある場合に、種別ごとに計上した延べ数である。

振動規制法による特定施設種類分類（平成20年3月31日現在）

種類	事業所数	施設数	
金属加工機械	液圧プレス	2	6
	せん断機	1	3
	機械プレス	21	97
	圧縮機及び送風機	36	134
印刷機械（2.2kw以上）	29	102	
合成樹脂用射出成型機	7	38	
合計	96	380	

※事業所数は、複数種別の施設がある場合に、種別ごとに計上した延べ数である。

(5) 特定建設作業

騒音規制法および振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業として杭打ち機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業を特定建設作業と定め、作業開始の7日前までに届け出るよう義務付けています。

特定建設実施届出件数（作業別合計）（平成19年度）

騒音規制法対象作業別	計	振動規制法対象作業別	計
くい打ち・くい抜き機等使用作業	14	くい打ち機使用作業	9
びょう打ち機使用作業	1	さく岩機使用作業	123
さく岩機使用作業	256	鋼球使用作業	0
掘削作業（バックホー等）	30	舗装版破碎機使用作業	4
空気圧縮機使用作業	19	計	136
コンクリートプラント使用作業	1		
計	321		

特定建設実施届出件数（工事別合計）（平成19年度）

工事別	騒音規制法 対象工事 計	振動規制法 対象工事 計
道路・河川	11	8
上下水道	1	0
電気・ガス	0	0
公共建物	26	11
民間建物	195	103
鉄道工事	3	3
計	236	125